

兵庫県公報

平成27年8月25日 火曜日 第2725号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の名称変更（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第58条第1項に基づく仮認定（県民生活課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 落札者等の公示（管理課）	8
○ 同 上（同）	9
企業庁公告	
○ テクノプラザ西播磨給油所運営業務委託に係る企画提案競技の実施	9
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	11
○ 教習指導員審査の実施	13

告 示

兵庫県告示第707号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

平成27年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 新 名 称 神鋼記念病院
旧 名 称 神綱病院
所 在 地 神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号
変 更 年 月 日 平成27年4月1日
- 新 名 称 社会医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院
旧 名 称 医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院
所 在 地 神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号
変 更 年 月 日 平成27年4月1日



兵庫県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成27年8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤穂土地改良区

就任役員

役員の区分
理 事

氏 名
明 石 元 秀

住 所
赤穂市加里屋3205番地 3

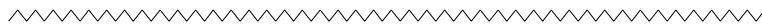


兵庫県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
山中土地改良区	平成27年 7月 2日
荒原土地改良区	平成27年 8月 5日
中筋北部土地改良区	平成27年 8月10日
赤穂土地改良区	平成27年 8月10日



兵庫県告示第710号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成27年 8月 6日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	神戸北（上わらど池）地区	平成27年 8月25日から 同 年 9月14日まで	神 戸 市 北 区 役 所



兵庫県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
たつの市新宮町二柏野字東山592の99
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(i) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山592の99（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第712号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友金属鉱山株式会社播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
所長 貝 掛 敦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	36,000m ³ N/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7~10	7~10
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	30	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1	5

最大の値	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		56	56

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行なうため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 8月25日から同年 9月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第713号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
別府工場長 山 本 正 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	1,005	87,632	変 更 な し	27,188
	最 大	1,200	95,897		29,110
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8~8.6	6~8		6~8
	最 大	5.8~8.6	5.8~8.6		5.8~8.6
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	19	10		20
	最 大	25	20		35
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	20	5		16
	最 大	30	20		35
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	17.5	5.2	16.7	
	最 大	35.5	10	35	

燐 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1	1	3
	最 大	2	2	
鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	—	0.01 未 満	—
	最 大	—	0.02	—
ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	通 常	—	0.05	0.05
	最 大	—	0.11	0.11
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン (単位 mg/L)	通 常	—	0.023	0.023
	最 大	—	0.023	0.023
ベ ン ゼ ン (単位 mg/L)	通 常	—	0.006	0.019
	最 大	—	0.011	0.04
ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	2	1	2
	最 大	3	1.5	2

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 8月25日から同年 9月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第714号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
2 級基準点設置
- 2 作業期間
平成27年 8月10日から平成28年 3月24日まで
- 3 作業地域
神戸市須磨区



兵庫県告示第715号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
商号又は名称 株式会社インターライズ
代表者氏名 濱 田 和 宏
事務所所在地 神戸市中央区二宮町四丁目 7 番 4 号
免 許 番 号 兵庫県知事(2)第11295号
免 許 年 月 日 平成25年 9月19日
- 2 処分の内容
平成27年 9月10日から同年12月15日までの97日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第716号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大和ハウス工業株式会社から換地処分完了の届出があった。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業の名称、施行者の名称及び施行者の住所並びに施行認可の年月日

事業の名称 阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業

施行者の名称 大和ハウス工業株式会社

施行者の住所 大阪市北区梅田三丁目3番5号

施行認可の年月日 平成22年12月6日



兵庫県告示第717号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26丹波位置 0004号	27. 8. 11	篠山市大沢字大田ノ坪387番の一部 同 市味間新字大田ノ坪527番6の一部、527 番7の一部	6.00	28.24
第H27丹波位置 0001号	27. 8. 11	篠山市東吹字飛地ノ坪1746番1の一部	6.00	44.50

公 告

特定非営利活動促進法第58条第1項に基づく仮認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項に基づく仮認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人はらっぱ
- (2) 代表者の氏名 前 田 公 美
- (3) 主たる事務所の所在地 西宮市中殿町6番32号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする子どもに対して、保育所の運営をはじめ適切な保育に関する必要なサービスを総合的に提供していくことによって、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

2 当該仮認定の有効期間 平成27年 8月10日から平成30年 8月9日まで



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ南あわじ店
所在地 南あわじ市志知字辻ノ内109ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	中山 明 憲

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- ア 変更前
マルナカ西淡店
- イ 変更後
マルナカ南あわじ店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	南あわじ市志知字辻ノ内109ほか	中山 芳 彦
- イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	南あわじ市志知字辻ノ内109ほか	中山 明 憲

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	南あわじ市志知字辻ノ内109ほか	中山 芳 彦
- イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	南あわじ市志知字辻ノ内109ほか	中山 明 憲

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	翌午前0時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	翌午前0時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- イ 変更後
午前6時30分から翌午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成18年12月7日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年 9月28日

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成23年 9月28日

- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成27年 8月 1日

- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成27年 8月 1日

- 5 届出年月日
平成27年 7月31日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間
平成27年 8月25日から 4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成27年12月25日

- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市山手町58番 2、58番10から58番14まで、59番、59番 4 から59番11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三重県多気郡明和町大字金剛坂1356番地
池田建設株式会社 代表取締役 池 田 幸 弘
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 7月23日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1－3－2号（24芦屋）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年 8月25日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
建設雪寒機械（除雪ドーザ11トン級、車輪式） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 7月29日
- 4 落札者の名称及び住所
コマツ建機販売株式会社兵庫西支店 姫路市花田町一本松定池122番地
- 5 落札金額

26,568,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年 6月19日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成27年 8月25日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
建設雪寒機械（ロータリー除雪車2.6メートル級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 7月29日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社KCMJ兵庫営業所 加古川市平岡町土山509番地の1
- 5 落札金額
32,292,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年 6月19日

企 業 庁 公 告

テクノプラザ西播磨給油所運営業務委託に係る企画提案競技の実施

テクノプラザ西播磨給油所運営業務委託に係る企画提案競技を次のとおり実施する。
平成27年 8月25日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

- 1 企画提案競技の概要
 - (1) 業務名
テクノプラザ西播磨給油所運営業務委託に係る企画提案競技
 - (2) 業務場所
赤穂郡上郡町光都2丁目22（芝生広場北西角）
 - (3) 業務の内容
 - ア 石油製品の販売
 - イ 自動車の部分品、付属品、アクセサリ等の販売
 - ウ 自動車の整備その他のサービス業務
 - エ 上記各号に附帯する一切の業務
 - (4) 履行期間
平成27年12月22日から平成32年12月21日までの5年間
 - (5) 主催者及び事務局
 - ア 主催者 兵庫県企業庁
 - イ 事務局 兵庫県企業庁 地域整備課 経営班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（県庁西館3階）
電話(078)341-7711（代表） 内線4697 FAX(078)362-4270
E-mail: chiikiseibi@pref.hyogo.lg.jp

2 提案を求める内容

- ・事業方針に関する事項
- ・収支計画・収支改善計画に関する事項
- ・管理・運営体制に関する事項
- ・その他、事業者による提案

3 施設の概要

(1) 当初開設年月日

平成17年12月22日

(2) 物件等の使用

テクノプラザ西播磨給油所運営事業者企画提案競技公募要項（以下「公募要項」という。）による。

4 応募資格

本企画提案競技に応募することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の物品契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者で、次のすべての条件を満たす者とする。ただし、名簿に登録されていない者で応募を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、企画提案競技申請書等の提出期限の日（平成27年10月8日（木））までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。

(1) 応募者の資格・条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）

エ ガソリンスタンドを現に営業していること。

オ 企画提案競技応募資格の確認基準日は、企画提案競技申請書等の提出期限の日とする。

(2) 次のアからウまでに該当する者は、応募することができない。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行う場合がある。）

ア 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人等

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前項(7)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が前項ア及びイのいずれかに該当する者

5 応募方法

(1) 公募要項及び仕様書の配布

ア 配布方法 事務局において配布する。

兵庫県企業庁地域整備課ホームページでも公募要項等のダウンロードができます。

アドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ea04/harima01.html>

イ 配布期間 平成27年8月25日（火）から同年9月11日（金）まで

（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募申込書の提出

応募しようとする者は、次に定めるところにより、応募登録する必要がある。

ア 提出方法

事務局宛てに持参又は郵送とする。

郵送の場合は、期間内に必着のこと。

イ 提出期間

平成27年8月25日（火）から同年9月11日（金）まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

事務局宛てに持参又は郵送とする。

イ 提出期間

平成27年10月1日(木)から同月8日(木)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成27年10月7日(水)正午必着とする。

ウ 提出書類

公募要項による。

6 当選者の決定方法

(1) 選定の手順

ア 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、事務局において資格審査等を行う。また、書類内容については、事務局から確認、照会等を行う場合がある。

イ 審査方法

兵庫県企業庁(以下「県」という。)が設置する企画提案競技審査会(以下「審査会」という。)において、提出された応募書類等により、総合的に審査・選定を行う。

ウ 事業候補者の選定

審査会の審査結果を受け、県は優先交渉権者及び協議が不調になった場合に備えて次点交渉権者を選定する。

県は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知する。

エ 審査の基準

事業者の審査は、審査会において、以下に掲げる基準に基づき、審査の項目ごとに評価し、総合的に行う。

事業方針(配点25点)

収益計画、収支改善計画・方策(配点25点)

管理・運営体制(配点15点)

経営的基礎と実績(配点35点)

(2) 審査結果の通知

ア 通知日 平成27年10月下旬予定

イ 通知方法 郵送

7 契約の締結

事業者の決定後、運營業務に関し、委託契約を締結する。

なお、事業者の決定については、優先交渉権者に委託契約の交渉の第一交渉権を付与する。合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとする。

8 その他

詳細は公募要項及びテクノプラザ西播磨給油所管理運営に関する仕様書による。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第261号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年8月25日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（^{ひん}牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成27年10月3日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成27年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{ひん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成27年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成27年8月27日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,450円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{ひん}牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成27年11月10日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
電話 (078) 912-1628



兵庫県公安委員会告示第262号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年 8月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（^{けん引}牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成27年10月3日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成27年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{けん引}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成27年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成27年8月27日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者には14,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者には11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{けん引}牽引）を受けようとする者には9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）

を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成27年11月10日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912－1628